

## 斜里町地方就職支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北海道が定めるUIJターン新規就業支援事業実施要領（以下、「道要領」という。）第4の4に規定する地方就職学生支援事業（以下、「本事業」という。）に係る地方就職支援金（以下、「支援金」という。）の対象要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付する。当該支援金の交付については、道要領及び斜里町補助金等交付規則（昭和49年斜里町規則第2号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 支援金は、遠隔地で実施される就職活動に要する費用の負担軽減を図ること、若年層のUIJターンを促進し、希望する働き方の実現を支援するとともに、企業の人材不足解消を図ることを目的として交付する。

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下、「交付対象者」という。）は、交付申請時において、次の要件をいずれも満たす者とする。

#### (1) 移住等に関する要件

##### ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

(イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

##### イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域に移住したこと。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 交付金の交付決定がされた後であって、北海道において地方就職支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。

(ウ) 申請時において、大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年

以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。

- (エ) 斜里町に、地方就職支援金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に地方就職支援金の要件を満たす企業等に就職し、東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域に移住する意思を有していること。

## (2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイの事項の要件を満たすこと。

### ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する企業等に、本支援金の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 勤務地が北海道内に所在すること。

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(エ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(オ) 官公庁のうち、保育専門職、看護専門職、福祉系専門職、建設土木技師として就業する場合は対象とする。

(カ) 就業者にとって3親等以内の親族が経営を担う職を務めている法人等のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）の法人等への就業は、対象とする。

### イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 斜里町又は斜里町から通勤可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(ウ) 道外への勤務前提としない条件での就業であること。

(エ) 大学等に在学中に交通費を申請する場合においては、アからウまでの条件に該当する者として就業予定であること。

ウ その他の要件

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) その他町長が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(支援金の額)

第4条 地方就職支援金は、次条の要件を満たした申請者が北海道内に所在する企業等(以下「道内企業等」という。)の選考面接または採用試験に参加するために要した往復交通費(1回分限り)の2分の1位内の額(以下「交通費」という。)及び道内企業等への就職のため斜里町へ移住する際に要した実費の額(以下「移転費」という。)とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の額の上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 交通費 34,000 円
- (2) 移転費 418,500 円(申請者が申請額を移住に要する最低限の実費であると証明できない場合は、113,500 円)

(交付の申請)

第5条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、斜里町地方就職支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 交付対象者の本人確認書類の写し(マイナンバーカードや運転免許証、住民票など、氏名・生年月日・移住元の住所が確認できるもの)
- (2) 就業証明書(様式第2号)
- (3) 交付申請書に記載した交通費に係る領収書
- (4) 在学証明書(交付申請日から遡って直近3箇月以内に大学から発行されたもの)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式3)により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 支援対象者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とする

きは、地方就職支援金交付決定通知書再交付願（様式4）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 町長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援対象者に再交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第9条 北海道及び斜里町は、北海道地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、北海道地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第10条 町長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び斜里町が認めた場合はこの限りでない。

（1）虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

（2）大学等に在学中に交通費を交付申請する場合において、交付申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

（3）大学等に在学中に交通費を交付申請する場合において、交付申請日から1年以内に斜里町に転入しなかった場合（ただし、交付申請時に既に斜里町に住民票がある場合を除く。）

（4）就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から3か月以内に別の道内企業等に就業する場合を除く。

（5）斜里町への転入日から1年以内に斜里町以外の市区町村に転出した場合。ただし、斜里町から住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日または交付申請日のいずれか遅い日から1年以内に斜里町以外の市区町村に転出した場合。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、北海道と斜里町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する